
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.48 2017/2/18

1 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令公布

2月13日、標記省令が公布され、平成29年4月1日から施行されることとされたことに伴い、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長名をもって各都道府県知事宛に施行通知が出された。その主な内容は次のとおり。

国内の牛海綿状脳症（BSE）対策を開始して15年以上が経過し、国内外のリスクが大きく低下したこと及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果（平成28年8月）を踏まえ、健康牛に係るBSE検査を廃止するため、厚生労働省牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条の規定を削除した。

（参考）厚生労働省牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則

（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）

第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）

第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、四十八月（ただし、出生の年月日から起算して四十八月を経過した日を除く。）とする。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000151391.pdf>

2 伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正通知

2月13日、厚生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長名をもって各都道府県知事等に標記通知を出した。その主な内容は次のとおり

伝達性海綿状脳症（TSE）に関する検査については、「牛海綿状脳症に関する検査の実施について」（平成13年10月16日付け食発第307号。以下「通知」という。）により実施しているが、今般、本日公布された厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令により、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、本年4月1日から、と畜場における健康牛に係るBSE検査が廃止されることから、伝達性海綿状脳症検査実施要領について改正した。

本通知の内容については本年4月1日から適用するものとし、要領別添1「第5. 確認検査のための検体送付」の改正についてのみ本日より適用される。

伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正の主な点は次のとおり。

「4 生体検査の結果に基づく措置」

- （1）生体検査の結果、当該牛、めん羊及び山羊がTSEに罹患している疑いがあると判断した場合（家畜伝染病予防法第2条に規定する疑似患者に該当。）には、当該牛、めん羊及び山羊のとさつ又は解体によりウイルス（異常プリオンたん白質）を伝

染させるおそれがあると認められるため、法第 16 条第 1 号の規定に基づきとさつ解体禁止の措置をとること。

(2)、(3) (略)

(4) (1) には該当しないが、生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状（事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかでない牛は除く。）を示す牛について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は、原則としてとさつ解体を行った当日にスクリーニング検査を実施すること。

(5) (1) には該当しないが、めん羊及び山羊のうち、生体検査において、削瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を呈するめん羊及び山羊について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は、原則としてとさつ解体を行った当日にスクリーニング検査を実施すること。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000151393.pdf>

3 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインの改正通知

2 月 13 日、厚生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課長及び監視安全課長連名で各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等については、「特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン」により実施されているが、今般、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令が公布され、月齢が 48 月を超える健康牛の B S E 検査が廃止されたことに伴い、月齢が 48 月を超える健康牛に係る部分を削除するため当該ガイドラインを改正したもので、本年 4 月 1 日から適用するものとし、3 月 31 日までの取扱いは従前のとおり。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000151883.pdf>

4 日本サプリメント株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令及び特定保健用食品等に関する景品表示法の取組について公表

2 月 14 日、消費者庁は、日本サプリメント株式会社に対し、同社が供給する特定保健用食品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第 5 条第 1 号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行った。

また、特定保健用食品等に関する景品表示法の取組として、①特定保健用食品の許可要件を満たさない商品に対する厳正な対応、②特定保健用食品及び機能性表示食品の全商品のウェブサイト等における表示監視を行うこととし、これら取組方針を特定保健用食品

の全許可事業者及び機能性表示食品の全届出事業者に対し通知し、社内体制の確認等所要の対応を要請した。その主な内容は次のとおり

(1) 措置命令について

- ・対象食品 ペプチドシリーズ及び豆鼓エキスシリーズ、ペプチドシリーズの場合

- ・実際の内容

ペプチドシリーズ5商品の各商品は、それぞれ、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年9月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可等の要件を満たしていないものであった。

- ・措置命令の概要

各商品の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を確認するとともに、今後、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

今後、ペプチドシリーズ5商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記イ記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

(2) 特定保健用食品等に関する景品表示法の取組等について

- ・景品表示法違反行為に対する厳正な対処

特定保健用食品について、許可の要件を充足しているかどうかを確認することは、健康増進法上、許可事業者の当然の責務であるが、当該確認怠ることは景品表示法第26条第1項の規定に違反するものであり、許可の要件を満たさない商品を販売することは、商品の取引に関し、表示と実際が異なる、優良誤認に該当する表示をするものであり、景品表示法上問題となる。

特定保健用食品については、消費者の関心が高く、また、身体に影響するものであることに鑑み、消費者庁が今後予定している買上げ調査の結果を含め、特定保健用食品に係る景品表示法違反事案に接した場合には厳正に対処する。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170214_0001.pdf